

# 公 示

## 準特定地域における適正と考えられる車両数について

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）における準特定地域の適正と考えられる車両数（以下「適正車両数」という。）を算定したので下記のとおり公示する。

なお、適正車両数の算定基礎数値は、別紙のとおりである。

令和5年8月31日

中部運輸局長 金子 正志

### 記

別添のとおりとする。

### 附 則

1. 本公示は、令和5年8月31日より適用する。
2. 「準特定地域における適正と考えられる車両数について」（令和4年8月30日付け中運局公示第38号）は、廃止する。

附 則（令和5年 9月29日付け中運局公示第56号 一部改正）

本公示は、令和5年10月 1日から適用する。

(別添)

## 準特定地域における適正車両数

都道府県	営業区域 (交通圏)	適正車両数(両)		令和4年度末 車両数(両)	令和4年度末車両数 と適正車両数(上 限)との乖離率(%)
		上限	下限		
愛知	知 多	180	170	334	46.1
	尾 張 北 部	212	200	361	41.3
	尾 張 西 部	142	134	246	42.3
	西 三 河 北 部	299	282	561	46.7
	西 三 河 南 部	172	162	306	43.8
	東 三 河 南 部	286	270	445	35.7
静岡	静 清	530	500	1,030	48.5
	浜 松	485	458	860	43.6
	沼津・三島	350	331	631	44.5
	富士・富士宮	282	266	447	36.9
	藤枝・焼津	238	225	432	44.9
	磐田・掛川	163	154	291	44.0
岐阜	大 垣	134	126	228	41.2
	東 濃 西 部	96	91	165	41.8
	東 濃 東 部	57	54	124	54.0
	美濃・可児	146	138	236	38.1
	高 山	74	70	133	44.4
三重	北 勢	288	272	451	36.1
	津	114	108	200	43.0
	松 阪	84	79	139	39.6
福井	福 井	225	212	562	60.0
	武 生	31	30	60	48.3

※上記「令和4年度末車両数」は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(以下「タクシー特措法」という。)第2条第9項に定める事業用自動車(一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーに限る。)を除く。)の数である。

## 1. 算定方法

$$\text{輸送需要量} \div (\text{平均総走行キロ} \times \text{平均実車率} \div \text{平均延実働車両数}) \div 365 \div \text{実働率}$$

## 2. 適正車両数の算定基礎数値

## ①一般タクシー

都道府県	営業区域 (交通圏)	輸送需要量の算定		適正車両数の算定				
		令和4年度 総実車キロ	平均対前 年度比率*1	平均総走行キロ *2	平均実車率 *2	平均延実働 車両数*2	実働率	
							上限値*3	下限値*3
愛知	知 多	3,970,427	0.90	11,254,274	0.40	71,000	0.85	0.90
	尾張北部	4,440,677	0.91	12,466,661	0.41	83,792	0.85	0.90
	尾張西部	2,909,745	0.93	7,399,754	0.43	51,592	0.85	0.90
	西三河北部	6,045,276	0.90	16,351,140	0.43	119,189	0.85	0.90
	西三河南部	3,832,093	0.89	10,200,491	0.44	70,045	0.85	0.90
	東三河南部	5,131,809	0.93	12,847,408	0.43	103,158	0.85	0.90
静岡	静 清	10,706,272	0.91	26,810,359	0.45	202,634	0.85	0.90
	浜 松	10,554,406	0.91	26,236,781	0.44	181,423	0.85	0.90
	沼津・三島	7,096,048	0.92	17,637,845	0.45	131,000	0.85	0.90
	富士・富士宮	4,862,895	0.92	12,115,322	0.44	103,437	0.85	0.90
	藤枝・焼津	4,242,187	0.91	10,728,906	0.44	89,190	0.85	0.90
	磐田・掛川	3,571,217	0.90	9,051,114	0.45	63,805	0.85	0.90
岐阜	大 垣	1,967,828	0.93	5,026,481	0.42	47,644	0.85	0.90
	東濃西部	1,501,367	0.91	4,029,068	0.42	36,944	0.85	0.90
	東濃東部	892,560	0.91	2,350,445	0.43	21,924	0.85	0.90
	美濃・可児	2,021,521	0.93	5,906,493	0.37	53,403	0.85	0.90
	高 山	1,018,581	0.88	2,747,260	0.42	29,683	0.85	0.90
三重	北 勢	6,187,024	0.92	14,978,688	0.44	103,863	0.85	0.90
	津	2,037,597	0.91	5,595,213	0.42	44,745	0.85	0.90
	松 阪	1,332,822	0.91	3,627,483	0.42	32,825	0.85	0.90
福井	福 井	4,042,388	0.91	10,797,691	0.41	84,607	0.85	0.90
	武 生	557,993	0.90	1,496,261	0.44	12,996	0.85	0.90

※「平均対前年度比率」、「平均実車率」及び「実働率」の数値は、小数点第3位で四捨五入して記載しているため、必ずしも計算結果は一致しないことがある。

\*1……「平均対前年度対比」は、平成30年度から令和4年度における総実車キロの対前年度比率の平均値

\*2……「平均総走行キロ」、「平均実車率」及び「平均延実働車両数」は、平成30年度から令和4年度における総走行キロ、実車率及び延実働車両数の平均値

\*3……実働率の「上限」は85%とし、「下限」は90%とする。